

第4回定例会一般質問

2021・12・3

(堤 県議)

新型コロナウイルス感染症第6波に対策、医療検査の体制の拡充についてです。新型コロナウイルス感染症が第5波まで拡大した大きな要因の一つは、PCR検査などの徹底を「陽性患者が出れば医療崩壊」を招くといって、やってこなかったからです。感染拡大防止のために、無症状者の「早期発見・保護・隔離」が大切であったにもかかわらず、それを行わず、制限を解除し、経済活動再開を進めてきたため感染の再拡大を引き起こしてしまいました。

さらに、政府による社会保障費や保健所の削減、病床など医療体制の削減策が進められた結果、医療崩壊を起こしてしまいました。その反省もなく、「軽症者は自宅待機」という国による医療放棄を進め、在宅での死者が多発するという結果を作り出してしまいました。

この反省の上に立って、削減ありきの姿勢を中止し、社会保障や医療体制の拡充をする施策を講じていかなければならないと考えますが、答弁を求めます。

また県は、11月16日大分県新型コロナウイルス感染症対策本部等で、エアロゾル感染対策の強化や医療体制の提供など公表していますが、中でも検査体制では「濃厚接触者はもとより、その他の接触者に対しても幅広くPCR検査を行う」と言っています。この方針はこれまでの方針と変わりなく、感染の疑いが出てからの検査となります。それでは遅いのではないのでしょうか。感染者が出る前に検査を行い早期発見と追跡、治療の体制をとらなければなりません。そのためにも、PCR検査の世田谷モデルとして複数人の検体をまとめて検査する「プール方式」などの採用で、大量に検査し感染者を早期に発見できる体制を作ることが大切です。「いつでもだれでも無料で」受けられる体制を構築すべきです。

さらに保健所機能の強化として職員の増員や保健所の増設ではなく、保健師OBや外部人材、市町村職員の応援などで対応しようとしています。第5波までの教訓では電話等がつながらないなど保健所機能のパンク、職員の長時間勤務が大きな問題でした。このような小手先の対応ではなく、平時から職員の増員などの体制強化を図るべきではないのでしょうか。併せて答弁を求めます。

2つ目に公立・公的病院の統廃合についてです。

国は、高度急性期病床など20万床削減することを目標に、大分県では臼杵市医師会立コスモス病院、竹田医師会病院を含む全国440の病院の統廃合を推進するために、消費税増税分を財源にした「病床機能再編支援事業」までつ

くり進めているのが現状です。コロナ禍でいかに医療がひっ迫したかが明らかになりました。このような反省がないままの、公立病院の廃止・統合計画は中止を求めるべきであります。答弁を求めます。

3つ目にまた、来年10月からの2025年3月までの間に75歳以上の窓口負担割合の増も計画されています。コロナ禍で受診抑制が発生している状況に加え、更に個人負担増による受診抑制を誘発し、傷病の悪化になるような制度は直ちに中止を国に求めるべきであります。答弁を求めます。

(知事)

第6波への対策として、医療検査体制の充実等についてご質問をいただきました。まず私の方から、医療検査体制の充実等についてお答えを申し上げます。

少子高齢化が急速に進む我が国では、将来にわたり安心できる社会保障制度の構築が急がれます。その中で医療につきましては、本県では「病床削減ありき」ではなくて、地域のニーズに応じた適切な提供体制の、整備に努めて参ったところであります。

そうした中、先般の第5波は、県内でも感染者が急増いたしまして、一時的に医療の提供が追いつかない時期があったことから、次の流行に備え、予想される必要数を大きく上回る入院病床と、宿泊療養施設を確保しております。

次に、PCR検査についてであります。これまで本県では、原則として、有症状者を対象として、一旦感染が確認されれば、濃厚接触者や無症状者の接触者に対しましても、幅広く検査を実施してきました。さらに全国に先駆けて、迅速診断キットを高齢者施設や学校、保育園、放課後児童クラブ等に広く配布いたしまして、体調不良時に即座に検査できる環境を整えました。

今般、感染拡大傾向が見られる場合には、知事の判断で、感染不安のある無症状者への無料検査を可能とする国の方針が示されました。

感染拡大期には、市中における感染状況の把握に一定の効果があり、県民の不安軽減にも繋がることから、今議会に所要の予算を追加提案しております。

また、感染急拡大時には、大規模災害時と同様に、現場で必要となる人員をいかに迅速かつ確実に投入するかが危機管理の要諦であります。コロナ対応の最前線となる保健所の体制強化を図るために、今年度保健師4名、事務職員9名を増員するとともに、会計年度任用職員も28名を配置しております。さらに、保健師OBなど外部人材を活用したほか、市町村や県庁各部局から応援職員の派遣、電話受け付けや検体搬送業務の民間委託等も実施したところあります。

加えて、即時データベース化が可能なクラウドシステムの導入によりまし

て、保健所をはじめ宿泊療養施設など、関係機関との患者情報の随時共有を図ります。また、タブレット端末を追加配備して、クラスター発生時の現地調査や指導業務を効率化し、職員の負担軽減にも力を入れて参ります。

(福祉保健部長)

私からは2点お答えいたします。まず1点目は公立・公的病院の統廃合についてです。

公立・公的病院は、救急やへき地医療など民間病院では取組みが困難な分野の医療を支えており、新型コロナ対応でも、入院患者の受入れ等で中心的な役割を果たしております。

現在、新型コロナを踏まえた今後の医療提供体制を国の審議会で検討中であり、その動向を注視しているところですが、公立・公的病院を含む地域医療のあり方は、地域の実情を踏まえ、関係者で議論をすることが重要です。

これまでも地域医療構想調整会議で協議を重ねて参りましたが、今回の経験をもとに、公立・公的病院が担うべき役割を十分に踏まえた上で、統廃合ありきではなく、改めて丁寧に協議をしていきたいと考えております。

次に後期高齢者医療制度についてです。後期高齢者の窓口負担割合の改正は、団塊の世代が後期高齢者となり始める令和4年度以降も、全世代で広く安心を支えていく社会保障制度を構築するための、給付と負担の見直しを目的とするものでございます。

医療費の約4割を支える若い世代の負担を少しでも軽減することは重要な課題であり、今回の改正で、一定所得以上の後期高齢者の窓口負担が2割に引き上げられることになったものです。

見直しの影響が大きい外来患者には、負担増加額を抑制する配慮措置が講じられます。

県におきましても「受診控え」に繋がることのないよう、広域連合と連携して、配慮措置の周知に努めて参りたいと考えております。

(堤 県議)

PCR検査の問題ですが、オミクロン株というのが最近発見されたということで、非常に国内でも問題になっていますが、検査体制の拡充は絶対大事だと思う。今回の補正予算でも、確かに感染拡大の傾向が見られる場合、県の判断で不安になる無症状者のPCR検査行うとか、対象は30万から40万になっているとありますけども、傾向が見られるということは感染拡大に繋がっているということになるわけです。その前に検査を徹底し、発見し隔離をして治療するというのが原則だと思う。そうすることによって感染拡大を外に広げず食い

止めるというところに繋がると思う。そういうふうな考え方に立つべきだと思うんですが、それについてはどうかということと、県の判断ということは、具体的に言うと、どういうときに発動されるのかということの一つ聞きます。

二つ目として保健所の職員の関係ですけれども、この2年間、今年と来年度で増員は少しされていますけれども、しかし、統廃合する前と後では保健師の数というのは、5人増えています確かに、それ以外の医者だとか、または事務職員だとかいうのは、結構減っている。そういう中で今度の第5波までの体制を取らざるをえなかったのが長時間労働となってくるわけです。電話が繋がらないとか、そういう時に思い切って、第6波対策を含めて、市町村から借りるとかじゃなく、県独自に会計年度じゃなく、安定した正職員として雇用するということが感染拡大の防止のためにも非常に大事だと思う。増員をすべきだと思いますけれどもどうか。

もう一つ、高齢者医療制度の問題、この問題をよく私も質問等しているが、この影響が出るのは大分県下で3万人ぐらいというふうに言われていますが、その負担も8万3000円から10万9000円に増える。また激変緩和措置がありますけれども、それは3年間と1つの区切りがある。

その所得の200万とか320万についてもいつどうなるかわからないです。増減するときにはそういう線をしているけれども、それをどんどん下げてくる可能性もある。

75歳以上の方々はこの大分県を本当に建設されてきた方ですから、こういう方々に対して県としてそういうむちゃをするな、2割負担をするなということ国に言うべきだと思う。

国の言い分通りに社会保障充実のためとか、全世代で面倒見るとかじゃなく、本当に頑張ってこられた方々に対して、県としても光を当てる、負担増させないということ国に求めるべきだと思うけれども、再度答弁を求めます。

(福祉保健部長)

4点ご質問いただきました。まず1点目、無償の検査を感染が広がる前段階で、きちんとやるべきではないかということです。これについては、無料でPCR検査を行うことによって、無症状者の感染者の発見という一定の効果はございますが、きちんと効果を発現させるためには、専門家によると、週に2回以上の検査をずっと継続しないとその効果は発揮されないというような見解がございます。そうなるとかかなりの費用対効果、或いはマンパワーを考えたときに大きな負担がかかるということで、本県につきましては、基本的に先ほど知事の答弁にございましたように、濃厚接触者、或いはその周辺の接触者に幅

広に検査を行うということで対応しているところです。

クラスターが発生するリスクのある医療機関とか高齢者施設とか福祉施設そういったところには、高原検査キットを提供して、なるべく早期に感染者発見に努めるようにしているところです。

今回先ほど答弁がございましたように、無料の検査制度が国から示されました。

2番目のご質問ですが、感染が拡大しているということについて、知事の判断、どういうタイミングでするかということですが、国の方から示されている考え方としては、レベル2というのが、感染拡大し始めて、医療機関に負担が生じ始めたというような段階と示されております。

これを具体的にどう運用するかというのは、県の方で基準を定めるということになっておりますので、今、その判断基準について検討しているところです。

それから3番目、保健所の統廃合に関しまして、平成20年の統廃合で医療圏を10医療圏から6医療圏に見直したことに伴い、従来13組織あったものを、6保健所3保健部に再編したということで、組織をまとめたことにより管理的な立場にあるポストの廃止によって人員を削減したということで、保健師さんの数とか実質的な戦力がダウンしないように配慮したところです。これによって保健所の広域的専門的な技術的拠点としての機能は逆に強化をしたというふうに私どもでは評価をしておる。

知事の答弁にもございましたように、コロナ対応も災害対応と同様に、そのときに必要な人員を投入するということが重要となりますので、平時における増員というのはなかなか難しいのではないかと。

ちなみに、人口10万人当たりの保健所の職員数のデータがございます。これを見ますと全国平均が10万人当たり23.3人に対しまして大分県は31.6人ということで、保健所の職員が手厚く配置されているというふうにいえるのではないかと考えております。

4点目に、後期高齢者につきましては、先ほど答弁で申しましたように、今後の後期高齢者医療制度の持続性を維持するために幅広く全世代で支えていくというための取り組みと考えておりますので、受診控え等に繋がることのないように、しっかりと配慮していきたいと考えています。

(堤 県議)

PCR検査の問題については、費用対効果という財政上の問題を、一つの大きな要因として挙げているがこれは間違いで、人の命に係わるわけだから、PCR検査をこれから徹底してやっていただくということを強く申し述べて次

にいきます。

個人消費の拡大策と中小事業者支援策について、岸田政権は11月8日、新しい資本主義実現会議「緊急提言案」で、「1980年代以降、格差拡大、下請け企業へのしわ寄せ、自然環境等への悪影響」が出ていることを指摘しており、これは新自由主義の弊害によるものだと考えます。これまでの新自由主義経済理論では企業が潤えば下へ滴り落ちるとした「トリクルダウン」が破綻したことは明白です。成長と分配では、安倍・菅前政権9年間で、大企業の内部留保は133兆円積み増し、467兆円に。一方平均実質賃金は年22万円も減少しています。特にGDPの5割強を占める個人消費の底上げが必要です。県としても新自由主義の経済運営から、県民の懐を温めるボトムアップの施策を講じることが必要と考えますが、答弁を求めます。

コロナ禍の4度にわたる緊急宣言下でも中小企業は歯を食いしばり営業を続けてきました。それに対して持続化給付金はただの一度だけでした。時短要請協力金も飲食店等が対象であり、該当しない多くの中小企業は、コロナ融資や販路拡大、経費節減など涙ぐましい努力で経営を維持してきました。しかし営業努力も限界であります。帝国データバンクの「新型コロナ関連倒産」が、11月22日段階で都市部を中心に2,406件に上っていると公表しています。延命策が尽きれば倒産廃業せざるを得なくなります。企業立地補助金など県外大手資本へ補助金を出すのではなく、県内中小企業にこそあまねく助成をすべきであります。

8月27日に県へ、飲食店、アパレル等など695人の事業者から「サービス業とそれに伴う業者への救済措置を求める要望書」が提出されました。また私が委員外議員で参加した11月8日の商工観光労働企業委員会でも、府内五番街商店街振興組合の方々から「一般の事業者には時短要請協力金などの支援制度がない」などの意見が出されていました。さらに都町の飲食業者も、11月26日に要望を県に行い、「忘年会シーズンだが去年はゼロ、今回も予約は少ない」「時短解除後も客足はぼったり」という実態が出されました。

第6波を見据えて、県として条件を付さず、売り上げが減少した事業者を救済する営業補償を措置すべきであると考えますが答弁を求めます。

また、東京都墨田区では、中小企業振興基本条例に基づき「新型コロナウイルスによる区内中小企業等への影響調査」を行い、個別企業への支援策をきめ細かくやっています。大分市などの中心地域と周辺部の対策はおのずと違ってきます。県として各市町村と協力して実態調査を行い、現状の困りなどをつかみ、具体的な対策を講ずるようすべきではないでしょうか。答弁を求めます。

さらに来年の確定申告では、各補助金や協力金は収入になり、国税や地方税、

国保税などの各種税金の課税対象になります。生計維持のための支援金が中小事業者をさらに追い詰める結果となりかねません。このような問題に対する対策をどう講じていくのでしょうか。併せて答弁を求めます。

(知事)

個人消費の拡大策と中小事業者支援策について、県民の皆様のご協力によりまして、感染の第5波が収束し、これからは、感染再拡大に備えながら社会経済の再活性化に向けて、より一層力を入れていく必要があります。

本県経済の本格的な回復には、業種を問わず全県的に個人消費喚起していくことが重要です。このため、県内の消費拡大や、地域経済の活性化に向けまして、市町村と連携して、プレミアムつき商品券を発行いたします。市町村負担とあわせてプレミアム率は概ね30%を目安とし、発行総額は130億円程度としておりまして、先に実施した味力食うぽん券の約1.5倍に相当する量としております。第6波を見据えた事業者支援については、これまで県では、応援金や事業継続支援金などによりまして、業種を問わず、売り上げ減少に苦しむ様々な事業者を支えて参りました。応援金は1万9175者に約105億円、支援金は、11月末現在で1万187者に約28億円を給付しております。

加えて、商工団体等と連携いたしまして、国の経済対策による事業復活支援金や期限が延長された無利子・無担保融資の活用を促しています。

実態調査による現状把握では、500社企業訪問によりコロナ禍での具体的な影響や支援施策への改善点等を重点的に聞き取るとともに、県内6地域で地域懇話会を開催いたしまして、地元事業者や市町村等と意見交換を行っております。あわせて、昨年以降、商工団体に寄せられた、2万5000件を超えるコロナ関連の相談内容を随時共有することで、地域の実情を踏まえた、施策の展開につなげています。

また、給付金等は各種税金に影響していることについてもご質問がありましたけれども、これまでも全国知事会を通じて、国に対して税や保険料の軽減・猶予等の措置を講じるべきだと提言しているところであります。県といたしましてもコロナの影響を受けた事業者の負担を軽減するため、県税の納税猶予制度を適用するなどの対応をしております。

個人消費の活性化とあわせまして、国の経済対策なども積極的に活用しながら、市町村や商工団体等と連携して、中小企業・小規模事業者に支援策をあまねく届け、しっかりと後押しをして参りたいと思います。

(堤 県議)

売り上げ減少事業者に対する支援策について、プレミアム商品券とか事業継続支援は助かっている方たくさんおられます。

これは本当にこれからもどんどんやっていただきたいというふうに思いますし、今回の補正予算の中でも、この事業継続支援金も1・2期で、1万6800社かぐらいの対象者までやろうと、予算が枯れないようにやろうということで追加補正をされて非常にいいと思う。

ただ、問題なのは事業復活支援金でも、3割から5割売り上げ減った事業者は最大30万円の支援金です。そういうものに対して県として、いろんな財政調整基金でもそういう財源を活用して10%の方に対して、20%の方に対して、これを2割3割の方々まで支給を拡充できると思う。

知事の判断でできると思いますから、ぜひそれをやっていただきたいと思うのでどうかということが一つ。

もう一つ、今まで国も含めて、支援金とか協力金で、協力してくれたからその代わりとしてお金を払いましょうという形になっていて営業保障じゃない。

それを所得・収入に合算するということは本末転倒だと思う。そういう点も強く言っていただいて、猶予制度とかいろいろありますけども、事業として頑張っ欲しいというお金を支給しているわけですからそれを除外するという何らかの特例措置をとるべきだと思う。

その2点について再度お伺いをします。

(商工観光労働部長)

2点ご質問いただきました。30%以下の方々にも支援をというお話ですが、我々も先ほど答弁させていただきました様々な苦しい声を聞いております。

我々もすべての方々にしっかり支援をしていきたいと考えておりますが、当然財源の限りというところがございます。そういった中で頑張る方々にしっかりお金が回るようにサービス業の方からも大変苦しいという話を聞いているので、そういった方々のために今回プレミアムクーポン券という形で用意させていただきました。各地域の声を聞いたほうがいいという話も踏まえまして我々市町村とも一緒にそういうクーポンの事業をやりたいと考えております。

2点目の営業補償じゃない、税の余裕お願いしますという話でございしますが、先ほど答弁の繰り返しですが国の方に税の猶予等をお願いできないかという点はもうすでに全国知事会を通じてさせていただいているところです。

(堤 県議)

事業者の方々に対する支援は毎日のようにいろんな方から話を聞くんです。何で3割なんだと、これは説明がつかない。あまねく支援ということで、3割以下の方々も本気になってどういうふうにするか、中小企業者の方々を支援するという意味からも、1割2割どうするかと含めて真剣に考えていただきたいと強く要望をしておきたいと思います。

次にジェンダー平等の問題について、世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数2021で日本は156か国中120位となっています。特に政治・経済分野での指数の低さが影響しています。働く女性の56%がパート、派遣などの非正規雇用であり、「育児・家事は女性がやり、男性は長時間労働で家族を養う」という性別役割分担の仕組みと意識が長年はびこってきた結果です。特に賃金格差は大きく、正規女性でも男性の7割、非正規では3割という状況です。実質的な失業者も、女性は103万人と男性の2倍以上にのぼっています。このような女性の不安定な働き方を推進しているのが新自由主義であり、低賃金・長時間労働によって「企業の利潤を最大化」する思想の下で社会的に作られてきたジェンダーであります。この認識に基づいた労働時間短縮と賃金引上げの実現を目指す改革を行わなければジェンダー平等は実現しないのは当然です。

また、ジェンダー格差の問題は、仕事面に限りません。もう一つの問題は、家庭における女性の役割が大きいことも問題です。日本の家庭における女性への比重は一貫して大きく、前安倍政権の一億総活躍社会という目玉政策の実施にもかかわらず、減少していないことが分かります。

職業においても家庭においても、男女の役割分業的思想がいまだに根強く、ジェンダー平等社会に向け、労働分野での女性の地位向上と男性の家事労働への参画などを、県民とともに一歩ずつ進めることこそがジェンダー平等を実現する上でも重要ではないでしょうか。

この基本に立つことが大切と考えますが、基本的な認識はどうでしょうか。答弁を求めます。

(知事)

ジェンダー平等の基本的認識について、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくことであるジェンダー平等は、SDGsのゴールのひとつともされた世界共通の願いであり、普遍的な価値のあるものだと思います。

こうした思いを込め、県民の皆さんからの貴重なご意見もいただきながら、

本年3月に「第5次おおいた男女共同参画プラン」を策定いたしました。プランを着実に実行するため、三つの取り組みを進めております。

一つは、男女共同参画に向けた意識改革です。「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識は解消されつつあるものの、いまだ根強いものがあります。例えば、女性の家事負担は、結婚して、共働きになると男性の2.6倍、小学生の子供がいると3.6倍と増えています。そのため、今年度は男性の家事参加を促すセミナーの開催や、カップルや夫婦と一緒に家事を楽しむ啓発冊子の作成に取り組んでいるところです。

二つは、女性の活躍の推進です。女性が個性や能力を十分に発揮して、政策・方針決定過程に参画することは大変重要ですが、管理職に占める女性の割合は11.4%にとどまっています。そのため、管理職を目指す女性及び、女性部下を育成する立場にある方に向けたセミナーを実施しているところです。また、県内企業で活躍する女性管理職を身近なロールモデルとして紹介するとともに、これからのキャリアと人生の歩み方をテーマとした講演会も開催しております。女性の採用・登用や、柔軟な働き方に積極的に取り組む「女性活躍推進宣言」企業は4月以降、30社増え244社に上ります。

三つは、男女が安心できる生活の確保であります。DVや性犯罪・性暴力の被害者に寄り添って支援することに加え、暴力そのものを根絶していく必要があります。今年度新たにジェンダー平等の観点から、暴力防止に向けた広報啓発案を大学生が考えるアイデアソンを開催しました。参加者の意識は高く、短い時間で様々なアイデアをいただきました。

今後とも、男女共同参画社会に向け、地に足をつけた施策にしっかりと取り組んで、ジェンダー平等を実現にまい進して参りたいと思います。

(堤 県議)

次に4点質問します。まず一つは県職員の女性幹部の登用についてです。

国は「2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が30%程度になるよう目指して取り組みを進める」と表明していますが、県幹部職員の女性職員の登用比率はどれくらいでしょうか。また向上策はどのように取り組んでいくのでしょうか。

次に民間企業における育児休業取得率の向上についてです。今は、育児休業を取得しても、最初の半年はいつもの給料の67%、半年以降は50%と収入が激減します。さらに人事評価など昇進に影響が出て、将来収入が減少する場合も出てきます。上司からのハラスメント等も考えられます。県職員も民間企業の労働者もこのような不安がある中で育児休業を積極的に取ることは厳し

いと思います。男性・女性関係なく育児休業取得率の向上も、このような不安を解消することで、育児休業を取得することが進むと思います。県として民間企業における育児休業取得率の向上に対する対策をどう講じているのでしょうか。

次に、男性県職員の取得状況と向上のための施策はどうしているのでしょうか。答弁を求めます。

この項の最後に、新型コロナウイルス感染症の拡大で、今年4月から9月まで、過労死ライン越えの100時間超の残業した職員が延べ90人に上り、昨年度1年間よりも多くなっていると報道されています。特に、福祉保健関係職員の残業が8割を占めています。これまでも指摘をしてきましたが、長時間勤務の実態はこれまでのように「効率化や外部委託」などで解決できるものではありません。今後第6波の懸念や新しい感染症の拡大など心配される中、根本的・抜本的に職員の増員を行うべきではありませんか。答弁を求めます。

(総務部長)

ジェンダー平等実現に向けた取り組みに関して、4点いただきました。私から3点お答えいたします。

まず県職員の女性幹部登用についてです。課長級以上の職員に占める女性の割合が年々上昇傾向にあり、本年4月1日現在で9.2%と10年前に比べて約2倍となっています。

県としては、女性職員の活躍をさらに推進するため、昨年度、女性活躍推進法に基づく行動計画の見直しを行い、中長期的な視点に立った人材育成・キャリア形成支援を推進することとしています。

具体的には、若い年代から予算・人事等の管理部門、政策立案等の企画部門への積極的な配置や、研修等を通じたキャリア形成意識の醸成、管理職員の意識改革等に取り組んでいるところです。

今後とも女性職員の人材育成を推進し、幹部に登用されるよう努めて参りたいと考えております。

続きまして、男性県職員の育児休業取得率の向上についてです。男性職員の育休取得率は、令和元年度は10.8%ありましたが、試行的に一部の部局で積極的な取得を呼びかけました令和2年度には28.1%に上昇しております。

今年度からは全庁的に取得率100%を目標に掲げ、子供が生まれた全職員に対する積極的な声かけや所属長など管理職員の意識改革のほか、育休取得者の代替職員配置等の、環境整備を行うなどさらなる取り組みを推進しております。こうした取り組みにより、令和3年度の取得率は、現段階で70%程度と

大幅に上昇する見込みとなっています。男女がともに活躍できる社会に向け、県庁におきましても男性職員の育休取得の促進に取り組んで参ります。

最後に、県職員の時間外勤務時間についてです。長時間勤務の是正に向けまして、まずは業務のスクラップ・アンド・ビルドによる効率化、業務の適正配分や定数配分の見直し等により対応することが基本だと考えております。

また、コロナ禍のような非常事態におきましては、臨機に応援職員を派遣するほか、業務の外部委託や人材派遣等を活用するところです。

これらの対策を講じた上で、なお現行の職員数が困難な場合については、国の財政措置等を考慮しながら、定数をふやしており、コロナ対応の保健師や、児童相談所の児童福祉司を増員したところでます。

今後とも、業務の効率化、適正な定数配分、外部人材の活用など様々な手法により対処して参ります。

(商工観光労働部長)

民間企業における育児休業取得率向上についてお答えします。昨年度の県内における育休取得率は、女性は98%であります。男性は9.9%と全国の12.7%より低い状況であり、特に男性の取得率を高めたいというふうに考えています。

男性に未取得の理由を複数回答可で聞いた国の調査においては、収入減少と回答した方が16%と一定数ありますが、職場の人手不足が39%で、取得しづらい雰囲気といったものが34%など経営者の理解で解決できるものといったものが上位を占めている状況です。

人手不足の中、子育てに理解がない企業は働き手からもう選ばれない社会が到来するというふうに考えております。

このため県では、従来の文化・制度を変革しようとする企業に対して取組み事例や助成金活用を紹介し支援していきたいと考えています。

(堤 県議)

女性の職員さんの件ですけれども令和2年度の全職に占める女性の割合が、だいたい30.7%という話を聞きました。課長級以上の、令和7年までの目標は15%、これをせめて30%という職員構成ぐらいまでは引き上げるべきだと思うのですが、そういう考えはないのでしょうか。職員配置の適正化で削減してきたわけで、コロナとか災害とか地震・集中豪雨で公務員としてやらないといけない仕事がたくさんあるわけです。そういう中で、適正配置ということができなくなってきているというのが実態だと思います。住民の生命財産を守るためにも、増員が必要と考えますけれども再度考えを聞きます。

(総務部長)

まず幹部職員を女性職員の割合ぐらいとお尋ねですけど、幹部職員基本的に50歳以上ぐらいの世代になりますので、50歳以上の女性職員の割合については、今現在13%程度ですので、50歳代の女性職員割合からすれば、決して低い目標ではないというふうに考えているところです。

定数増につきましては定数を否定するものではありませんけれども、まずは業務の効率化、それから既存業務についての配分の見直し、定数の配分の見直しを行って、その上で必要あるかどうかということについて考えて参りたいと考えております。

(堤 県議)

デジタル化の問題について、大分県ではデジタルの積極的活用として「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」や「DX推進戦略」などで推進しようとしています。

今年9月にデジタル庁が創設され、このようなデータがマイナンバー等を通じて集中化される危険性があります。個人情報の保護が最重要ですが、県が制定している現行の個人情報保護条例を一旦停止し、国による個人情報活用のための法制に一本化する法律の成立によって、情報の流出・悪用の危険性がさらに高まりました。さらに、行政が保有する個人情報を「匿名加工情報」として、オープンデータ化し、企業等に公表し使用できるようになっています。ビッグデータは企業にとって儲けの対象となりますが、各個人は、いったいどの情報が自分の情報なのか、またそれを削除させることもできません。個人情報が売買の対象にされ、情報の漏洩も危惧されます。それはこれまでの情報漏洩事件を見れば明らかであります。県として、ユーザーが個人情報を集める際にその目的を明確に説明することを求めたり、企業に対し自分のデータを完全に削除請求できる「忘れられる権利」や、自由にデータを移せる「持ち運び権」などを、憲法上の「基本的人権」として条例上でも規定すべきと考えますが、答弁を求めます。

二つ目の重要な内容は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」によって、「地方公共団体情報システムは標準化基準に適合するものでなければならない」となっていることです。標準化は、住民基本台帳や個人住民税、生活に密接にかかわる20業務が対象となります。各自治体では子ども医療費などの独自助成など様々な施策をやっていますが、国が定める標準化基準に従うだけでは実施できない場合は、仕様変更が必要になってきます。国会では「自治体の独自助成などの仕様変更は可能」ということは認めています、標準化

対象事務以外のシステム化や仕様変更にかかる費用は全額自治体の負担とされています。これでは財政基盤の弱い自治体は独自助成が取れなくなってしまうと思います。

そこで、独自助成のための仕様変更については可能であるということをご自治体に周知すると同時に、財源保障を国に求めることが必要ですが、答弁を求めます。

次にマイナンバーカードの取得について、マイナンバーカードが普及していないことで、政府はまたぞろ、新規取得者や健康保険証や金融口座と紐づければ2万ポイントを付与するという、「ポイントが欲しければ個人情報を出せ」と言わんばかりの推進策を行おうとしています。県民は個人情報の流出、カードの紛失、利便性が一部に限られるなどでカードを取得していないのが現状であり、政府に信用がないから普及が進まないのです。苦肉の策として2万ポイントを餌にして普及を図ろうとしています。強制するべきことではないと考えますが、答弁を求めます。

(総務部長)

自治体のデジタル化に関して3点ご質問いただきました。まずデジタルデータにおける個人情報の取り扱いについてです。

個人情報保護法の改正によりまして、地方団体が保有する個人情報を匿名加工情報として、民間事業者に提供できる制度が導入されましたけども、加工方法、目的外利用、本人識別の照合行為の禁止等が定められておりまして、情報保護が図れると考えております。

民間事業者が個人情報を取り扱う際には、現行法におきましても、利用目的を特定するとともに、あらかじめ利用目的を公表するか、本人に通知することとされているところです。

「忘れられる権利」、「持ち運び権」につきましては、表現の自由や知る権利との関係の整理なども含め様々な観点から検討しておりまして、まずは国において、法的な論点を整理していただきたいと考えております。

次に、地方公共団体情報システムの標準化についてお答えいたします。

情報システムの標準化は、自治体ごとに異なるシステム仕様を統一することで、自治体の人的・財政的負担を軽減するものです。

標準化により、各自治体が国の制度改正のたびに行うシステム改修をなくすとともに、長年のカスタマイズで他システムへの乗換が困難になっている状況、いわゆるベンダーロックインを解消し、事業者間の競争を促すことにも繋がるものであります。

ご指摘の独自助成のための仕様変更につきましては、システムの標準化に向けた市町村との会議等におきまして、可能であることをお示ししております。また、これらの独自の取組みに対する財政的・技術的支援につきましても、全国知事会等を通じて国に対して要望しているところです。

最後に、マイナンバーカードの取得について、マイナンバーカードは、行政手続きや電子署名をはじめ、様々な行政サービスが受けられるなど、県民の利便性向上に資するものと考えております。

具体的には、公的な身分証明書として利用できるほか、コンビニで住民票を取得でき、健康保険証としても利用できるほか、運転免許証との一体化も予定されているところであります。

一方、セキュリティ対策としては、カードそのものには税や年金等の個人情報記録されず、また紛失時には利用停止が可能となっています。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤であり、そのカード取得につきましても、引き続き推進する必要があると考えております。

(堤 県議)

デジタル化の問題で、実際に大きな問題とか出てくると思うが、標準化の問題で、自治体でまとまって使おうという方向性もあるけれど、財政的な支援は基本的にはしないと国は言っている。それを知事会として仕様変更が OK だと要求している。これについて国としてはどういう方向を考えているのか、財政支援をするのかしないのかという国の回答はわかりますか。

それともう一つ、個人情報保護条例の関係で結構今厳しく規定をしていますが、これを法律で一本化すれば、それぞれ各自治体は個人条例を作るのはいいが、法律に背いてはならないという問題がいろいろ出てくる。

今 2000 個問題というのが非常に大きくなってきているが、それぞれの自治体が 2000 個近くある個人情報条例を一本にまとめちゃえと言うということです。そういう厳しいその規制を県として、条例上に規定をするのかどうかということを再度お伺いします。

マイナンバー制度についても、制度そのものの中でもう紐付けをされているわけですが。大量のデータが蓄積されて、AI を活用していろんな情報が寄せ集められて人物像を作り出すというプロファイリングにも利用できる。実際そうしている国もある。そういう危険性があるという認識を県としてしているのかどうかということを最後聞きます。

(総務部長)

まずシステム標準化でありますけども、現行で国の方の予算で認めていますのは、標準化に要する経費ということで、我々が求めている独自のシステムに対する経費については、認められていない状況ではありますけども、その点について何とかお願いしたいということで今全国知事会等を通じて要望しているという状況です。

個人情報保護条例で、より厳しい規制を課すかというご指摘ですが、まさに議員ご指摘の通り、今回 2000 個問題という各自治体ごとに規制が異なるということ解消するために、データ流通等個人情報保護の両立を図るために、国として一本の法律で制度を決めるとしておりますので、基本的にそれに強化するようなものを条例化することについては慎重に検討すべきだろうというふうに思っているところです。

3 点目、マイナンバーの関係でありますけども、ご案内の通り今、我が国は分散管理という仕組みをとっており、それぞれの情報、税とか社会保障とか医療とか、その情報にはそれぞれの機関が保有しており、マイナンバーでそれをすべて紐づけてどこかの機関が管理しているという状況ではありませんので、マイナンバーがあるからといって個人のすべての情報がプロファイリングされるようなことはないと考えているところであります。

(堤 県議)

確かに分散管理をされているけど、デジタル庁が出来て、予算も巨大な機構も、各省庁のいろんな指揮命令ができるわけです。だからそう簡単に信用できないわけです。実際情報漏えいした。11 月 26 日に 408 人分のメールアドレスが外部流出したとか、34 年分のパスポートの一部が閲覧可能になったとか、デジタル庁自身がいたらくです。

政府に信用がないから、マイナンバーとしてプロファイリングされるんじゃないかという危険性が出てくるわけです。そういうところはぜひ認識をしておかないと、情報漏えいした後では遅いわけですから、その点は強く言っておきます。

次に大分市寒田地区の防災対策についてです。寒田地区を流れる寒田川は、30 年前は暴れ川としてたびたび氾濫してきました。河川改修によって大規模な氾濫は起きていませんが、最近の記録的な豪雨が報道されるたびに、地域の住民は大変心配しています。住民の有志が「寒田川のハザードマップを考える会」を立ち上げ、氾濫などの場合の避難経路や避難所などの視察、上流にある「宮窪ため池」の現地調査など行いその危険性等を共有してきました。そこで

の要望として危険個所の河床掘削や擁壁の対策、寒田川や宮窪ため池への監視カメラ等の設置が出されました。県としては検討課題に入っているようですが、現状はどうなっているのか、今後どうされるのか伺います。

(土木建築部長)

寒田川の防災対策についてお答えします。寒田川では、近年、浸水被害等は発生していないことから、現時点では新たな河川改修や擁壁等の設置の計画はございません。

しかしながら、一部区間で河川内の堆積土砂を確認しており現在、流下能力への影響や優先度を考慮しながら、河床掘削の検討を進めているところです。

次に、監視カメラについては、過去の浸水実績や背後地の土地利用等、緊急度や重要度を考慮した上で設置をしています。

一方で、近年、浸水被害がない区間におきましても、設置のご要望をいただいていることから、避難情報発令する市町村とともに、このような区間に対する設置のあり方について検討をしているところです。

(農林水産部長)

ため池に関してお答えをいたします。県では、すべての防災重点農業用ため池について、ため池ハザードマップを令和4年度までに整備することとしておりまして、宮窪ため池につきましては、令和元年に作成済みです。

また緊急時に迅速かつ的確な避難行動が可能となるよう、現在、ため池監視システムの実証試験にも取り組んでいます。

本年度は、下流域に家屋等が多く、決壊による影響度が高い県内3箇所のため池に監視カメラや水位計を設置し、観測機能の確認と併せてシステムの開発を行っております。

今後は、実証試験の結果を確認のうえ県内での導入について、影響度や管理者の意向等を踏まえ、検討していきます。

(堤 県議)

寒田川については、ハザードマップを考える会を地域が作っていて、過去の経験があり、非常に怖い思いをしている方から監視カメラを川のところにつけて、それを常に情報発信されると安心と言われている。

今いろいろなところを検討しながら考えているというけれども、これは具体的に進めていただきたい。

ため池の関係、宮窪については、所有者が個人ですから、個人の費用負担が心配されるわけです。大分市とも是非協議をしていただいて、監視カメラを設置

できるような方向で検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

(農林水産部長)

先ほど申し上げましたけど今、県内3ヶ所ため池の多い地域で、危険度の高いところで開発を行っております。全体として防災重点ため池が今1013ヶ所ございますがその中で、影響度なり年間の維持費等については、管理者が負担する形になると思いますので、管理者の意向等も踏まえながら、検討して参りたいと思います。

(堤 県議)

後日この考える会の方々が、県に対していろいろご要望もしたいということで、話し合いの場を持ちますので、その時はぜひ真摯な対応をしてあげてください。

最後に同和問題です。県立中津北高等学校において2019年11月の人権講演会終了後に、生徒が「せん称語」を使ったとして、それを大問題発生のように当時の校長が部落解放同盟大分県連合会を訪問して事案の報告等をしたということがありました。その後数回にわたり同県連や支部長を訪問し報告しています。生徒間の些細なやり取りの発言を「差別事象」として事件化し、解放同盟に報告し、対応等を協議することは、教育の中立性を侵すものであり、是正すべき問題であると思います。県教育委員会としてどう考えているのでしょうか。答弁を求めます。

(教育長)

差別のない社会をつくるためには、学校のみならず、地域全体で人権尊重の取組を進めていくことが必要であると考えております。

そのため、県立学校で、部落差別に関する言動があった場合には、関係市町村教育委員会、小・中学校、教育研究団体や差別をなくす取組を行っている団体に情報提供を行い、対応を協議することとしております。

ご指摘の案件についても、関係機関等と、複数回にわたり協議を行うことで、小・中学校での学びの実態や、地域の実情を把握し、対策につなげたところです。

なお、ご指摘の案件について対応としては、学校の問題ということであったとして、当該学校と県教委で対応しており、教育の中立性が冒されたという実態は一切ございません。今後とも関係機関等と連携しながら、地域全体で人権教育を進めていく所存です。

(堤 県議)

人権教育を進めるのは当然のことです。いろいろな人権問題あるわけだから。ことさら部落差別問題というのを取り上げて、なんでその一つの運動団体にわざわざ報告をして、そこで協議をしなければならないんですか。解放同盟大分県連合会は一つの運動団体でしょう。団体になぜするかというところをちゃんと説明してください。

それまでも協議していたという理由じゃなくて、いろいろな団体あるのになぜ解放同盟にしたんですか。

それと教育の中立性を冒すものではないと言っていますが、実際には第三者が入ることによって、いろいろ研究会とか報告会やられて、冊子まで作っているわけです。子供が「せん称語」を使ってふざけたということをそれだけ大々的に取り扱った場合、その子供に対して心理的抑圧はどうなんですか。逆差別に繋がってしまう可能性があるわけですよ。

やっぱりそこは歴史的にどういう問題があるのかというところの学習面からやるべきであって、運動団体が介入すべきものではないと思うけれど教育長どう思いますか。

(教育長)

繰り返しになるかもしれませんが、高校で、この課題解決の取り組みをする必要があるということとあわせて、小中学校でも差別問題をはじめとする課題の、認識解決への学習取り組みを行う必要があると考えております。

学校だけではなく、地域においても、差別といったようなものをなくす取り組みをしている団体があれば、必要に応じて情報提供するというので、今回の案件に関しても、部落解放同盟だけではなく、地域の全日本同和会といったような、しっかり取り組みをしている団体に、適宜情報提供はしているということです。

(堤 県議)

全日本同和会にも適時情報を提供しているのか。今回の高校の時も、解放同盟だけじゃなくて全日本同和会も含めて情報提供しているという状況なわけですか。

(教育長)

今回のことに関してというよりは逆に今回のことに限らず、何かその事象があったときには必要に応じて地域でも取り組みを進めていただく必要があれば、

その情報を共有するという考え方です。

(堤 県議)

まさにそれが差別をなおさら広げてしまう問題なってくるわけです。教育的な観点からやらないと、そこに運動団体が入って、例の解消推進法の中で付帯が付いている。過去の問題があったから、本当に悲惨な状況になってしまったということを繰り返してはならないというのが、法律の付帯意見です。

それに基づけば今回のような事件については、そういう運動団体、第三者に介入してもらわんじゃなくて、県教育委員会で独自に自分たちの頭で考えて、自分たちでやる。人に頼まなければこの問題は解決できないと思っているんですか。そんなことはないでしょう。

教育委員会はそういう点で、人権教育やってきたわけだから、そういう立場に立つべきだというふうに思うがどうか。

(教育長)

冒頭申し上げましたけれども、今回の問題あくまで学校の問題だという認識をしておりました。したがって対応も当該学校と私ども教育委員会でしっかり対応してきたところです。

(堤 県議)

なら運動団体入れる必要ないし報告する必要ないじゃないですか。県教委がちゃんとしているのであれば。そういうふうな立場に立つべきだというふうに私は思います。

今後、部落問題は法律も改正したわけだから終わらせることを求めて一般質問を終わります。